

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様、謹んで新年のお慶びを申し上げます。税務監査部の森野です。本年は酉年ということもあり、「とり」は「とりこむ」と言われ、商売には縁起の良い干支と言われています。皆様と羽ばたく一年になるよう、社員一同さらなる努力をもって皆様のお役に立てるよう頑張る所存です。そして、いよいよ平成 28 年度の確定申告の時期になりました。今回は確定申告の留意点の中でも空き家対策の一環として創設されたものについて解説します。

被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設



一定の要件を満たす家屋、土地を相続又は遺贈により取得した場合、譲渡に係る譲渡所得について **3,000 万円の特別控除**を適用することができるようになりました！

※確定申告に家屋、敷地等の登記事項証明書、要件を満たす旨の確認書、売買契約書等の添付が必要です。

《一定の要件》

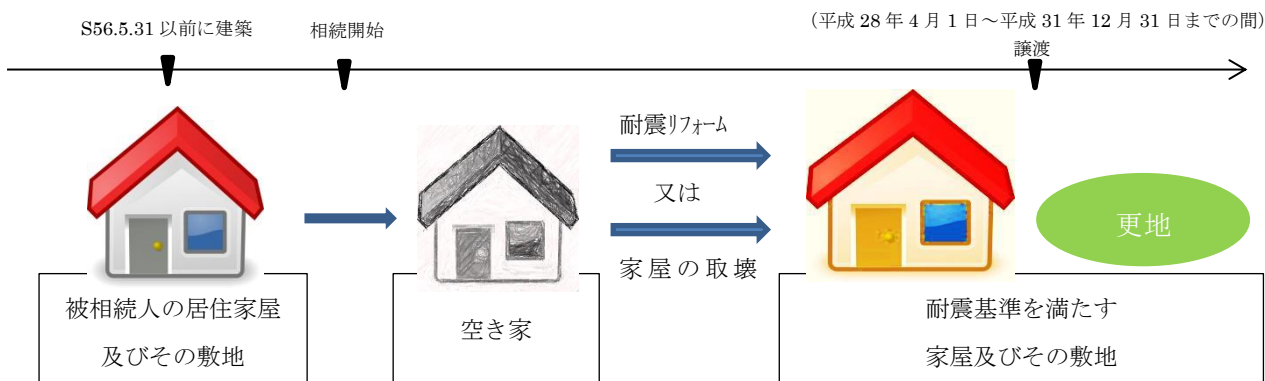
i 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築 ii 区分所有建物ではない iii 相続開始の直前において被相続人以外に居住をしていたものがない

☞相続又は遺贈により取得した個人が、
平成 28 年 4 月 1 から平成 31 年 12 月 31 日までの間に以下の譲渡をした場合

- 相続又は遺贈により被相続人居住用家屋の譲渡 (①及び②の要件を満たすもの)
- 被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡 (①の要件を満たすもの)
 - ①相続開始の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがない
 - ②譲渡の時において地震に対する安全性に係る規定又は基準に適合するものであること
- 相続又は遺贈により取得をした被相続人居住用家屋 (①の要件を満たすものに限る) の全部取壊し等をした後における相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋の敷地等 (②及び③の要件を満たすもの) の譲渡

- ①相続開始の時から取壊し等の時まで事業用、貸付用又は居住の用に供されていたことがない
- ②相続開始の時から譲渡の時まで事業用、貸付用又は居住の用に供されていたことがない
- ③取壊し等の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがない

③ ただし、相続開始があった日から同日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間に譲渡したものに限るものとし、その譲渡の対価の額が 1 億円を超えるもの等は除きます



【セミナーのご案内】日時：2月16日(木) 15:30~17:00 場所：アスモア税理士法人 会議室

2月のテーマは、「平成 29 年度税制改正セミナー」です。税制改正による影響やその対策を知って頂き、今後の企業経営、資金管理に役立つ内容をお伝えいたします。

【お知らせ】

今月より、請求書の様式を変更致しました。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350